

令和4年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第2回>

議 事 概 要

令和5年3月29日

近畿中国森林管理局  
コンプライアンス推進本部

1 開催日時

令和5年3月17日（金） 14:00～15:00

2 場 所

近畿中国森林管理局 大会議室

3 出席者

（本部長） 近畿中国森林管理局 柏原 卓司 局長

（本部員） 小柴 学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田 充也 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

近畿中国森林管理局 松本 寛喜 次長 ほか12名

4 議 事

（1）推進本部の事務局から、次の事項等が報告・説明され意見交換が行われた。

- ・ 推進行動計画（PDCAサイクル）の取組状況について
- ・ 令和4年度第2回職員指導の実施状況について
- ・ 令和5年度推進本部の取組について

(2) 本部員からは、次のような意見等が出された。

- ・ コンプライアンス推進行動計画の不調・不発時等の対応・指導方法の改善の取組として、担当者会議等において早期発注を指示し、発注状況を進行管理して遅れている署等には個別指導が実施されている。また、キャラバンにおいても早期発注の指導が行われている。

奈良事案（平成 26 年 1 月）では、担当職員が発注工事に不調・不発のおそれがある、受注を確保しなければならないというプレッシャーなどから、不祥事に繋がった背景があるので、不調・不発時等の対応についてはしっかりと指導をすること。

- ・ キャラバンにおいて、職員から、契約や約款に関する研修等が必要ではないかとの意見が出されている。また、ケーススタディで出された質問を見ても約款に関する質問が多く出されている。

頻度は別として職員からの意見を大事にし、契約や約款について理解を深める講習会等の検討をお願いする。

- ・ ケーススタディで、受注者が作成する事業計画書の補正すべき内容について、発注者が指示した結果、受注者に損害が生じた場合、国家賠償請求事件に発展するおそれがあるので注意を要すると解説されていたことに対し、職員からもうひとつイメージが湧かないという意見があった。

ケーススタディでは、職員が油断すると陥りやすいサービス行為の危険な具体例を示して、議論することが非常に有効である。